

第3章 地震防災施設緊急整備計画

この計画は「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。
- 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備及び消火用水対策	地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。また、河川、農業用排水施設等（大井川用水）の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
津波避難場所の整備	避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等、避難の阻害要因を解消するため、津波避難場所の整備を図る。
避難路の整備	避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
電線共同溝等の整備	地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。
密集住宅市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い密集住宅市街地内の老朽住宅の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 県が指定した第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路）並びに、焼津市が指定する緊急輸送路の道路を、道路管理者は、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。（資料編（地震対策）4-5-1）
港湾・漁港施設の整備	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、県は防災拠点港湾、防災港湾（焼津漁港・大井川港）を指定し、施設管理者は、耐震強化岸壁等の整備を図る。
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物・施設の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
公立幼稚園・学校等施設の整備	園児、児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	市庁舎、消防施設、緊急物資集積所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。また、地震災害時に道路施設復旧等の災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。市の拠点施設は、資料編（共通対策）3-7-4③のとおり。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山・がけ崩れ、地すべり等の防止	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。 国土交通省、静岡県と連携を図り、海岸堤防を粘り強い構造に改良するとともに、浜山川から大井川港までの間について、潮風グリーンウォークの整備を進めるものとする。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

防災業務施設の整備

消防用施設の整備

区 分	内 容				
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。				
整備の水準	「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。				
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th><th>事業概要</th></tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td><td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ、防火水槽等</td></tr> </table>	事業名	事業概要	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ、防火水槽等
事業名	事業概要				
消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ、防火水槽等				

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」及び「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業第6次五箇年計画を作成した。

新たに、前計画の後継となる「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」及び「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2023」を位置づけ、第6次五箇年計画を実施している。

なお、平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次

五箇年計画を策定し、実施している。

1 地域の防災構造化

(1) 避難路の整備

区 分	内 容		
事業の目的	避難路について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。		
整備の水準	人口の集中した地域において、避難地等へ至る避難路について拡幅改良を行う。		
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要
	会下ノ島石津土地区画整理事業	市	会下ノ島石津地区 1箇所 0.158km